廃止されたわがまち特例 (記載の取得時期以外に取得された場合は特例対象にはなりません)

廃止されたわがまち特例(記載の取得時期以外に取得された場合は特例対象にはなりません)				
対象資産・税目	取得時期	所沢市の特例割合 特例適用期間	根拠法令・条項	対象となる具体的な資産の例
汚水又は廃液の処理施設 ・固定資産税 (償却資産)	平成26 年4月1 日から 平成30 年3月31 日まで	3分の1 (課税標準の特例措置) 適用された年度から 期間の規定なし	·地方税法改正附則 (平成30年3月31日法 律第3号抄)第20条第 2項 ·所沢市税条例改正 附則(平成30年3月31 日条例第29号)第3条 第2項	沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。
土壌汚染対策法の特定有害物質 排出飛散抑制施設 ・固定資産税 (償却資産)	平成26 年4月1 日から 平成30 年3月31 日まで	2分の1 (課税標準の特例措置) 適用された年度から	·地方稅法改正附則 (平成30年3月31日法 律第3号抄)第20条第 2項 ·所沢市稅条例改正 附則(平成30年3月31 日条例第29号)第3条 第2項	フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置 ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。 また、平成28年4月1日以降に取得した資産は、中小事業者が取得した場合に限定されます。
津波避難施設 ・固定資産税 (家屋・償却資産)	平成27 年4月1 日から 平成30 年3月31 日まで	期間の規定なし 2分の1 (課税標準の特例措置) 適用された年度から5 年度分	・地方税法改正附則 (平成30年3月31日法 律第3号抄)第20条第 2項 ・所沢市税条例改正 附則(平成30年3月31 日条例第29号)第3条 第4項	・家屋協定避難家屋のうち避難の用に供する部分・償却資産(協定避難施設に附属する避難の用に供するもの)誘導灯、誘導標識、自動解錠装置※ただし、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、管理協定を締結した避難施設が対象となります。
太陽光発電設備・風力発電設備 ・固定資産税 (償却資産)	平成28 年4月1 日から 平成30 年3月31 日まで	3分の2 (課税標準の特例措置) 適用された年度から3 年度分	·地方税法改正附則 (平成30年3月31日法 律第3号抄)第20条第 6項 ·所沢市税条例改正 附則(平成30年3月31 日条例第29号)第3条 第5項	政府の補助を受けて取得した自家消費型の 太陽光発電設備(固定価格買取制度の対象 となるものは除外)、風力発電設備
水力発電設備・地熱発電設備・ バイオマス発電設備 ・固定資産税 (償却資産)	平成28 年4月1 日から 平成30 年3月31 日まで	2分の1 (課税標準の特例措置) 適用された年度から3 年度分	·地方税法改正附則 (平成30年3月31日法 律第3号抄)第20条第 6項 ·所沢市税条例改正 附則(平成30年3月31 日条例第29号)第3条 第5項	水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス 発電設備